

【生産性向上のための IT・IoT 活用支援】

IT・IoT 導入補助金

＝足立区は「IT・IoTに取り組む企業」を応援します＝

令和 7 年度

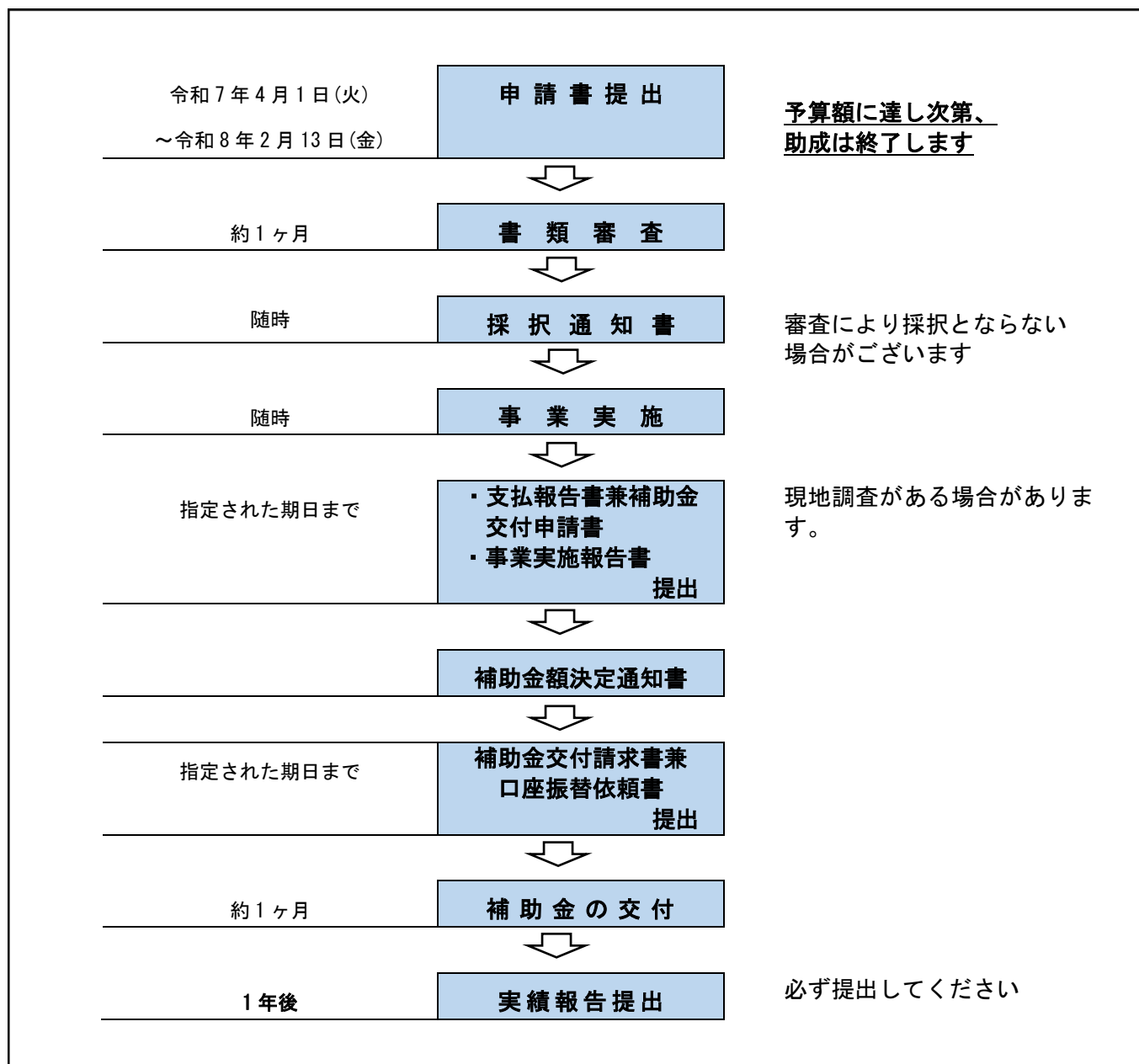
募集要項



足立区産業経済部

企業経営支援課イノベーション推進担当

～ 申請から補助金交付までの流れ ～



上記は、おおまかな「流れ」を示したものです。

日程は予定であり、変更の可能性があります。

事業内容によっては書類の提出時期などが異なりますので、次頁以降をよくお読みください。

1. 募集のご案内

この事業は、事業者が自らの強みと弱みを踏まえた経営上の課題を見出すとともに、自社でIT・IoTを導入活用することで、生産性の向上及び業務の効率化等の実現を支援するものです。また、この支援を通じて、区内産業の活性化と産業振興を図ることを目的としています。

2. IT・IoT導入補助金の概要

事業者は、生産性の向上や課題解決のためのIT・IoT化の方法についての事業計画書（所定申請書）を提出してください。区が審査し、事業計画書を採択します。

採択された事業計画を実行し、着実に計画を進めた事業者に補助金を交付します。

3. 補助交付対象

補助対象事業に要する経費のうち、補助交付額が決定した日（採択日）以後に発生する経費で、かつ令和8年3月19日までに支払いを完了するもの。

- (1) IT活用
 - ・ITツールまたは新たな設備の導入による経費
 - ・特定業務向けのクラウドサービス利用料（上限1年分）、専門家相談経費（補助対象経費の1/2未満）
 - ・特定業務用アプリケーションの費用及びカスタマイズなどのためにシステムベンダーに支払う費用（委託・外注費）例) 顧客管理システム・在庫管理システム、CAD・CAM等のソフトウェア、3Dプリンタ、自社ECサイトなど
- (2) IoT活用
 - ・複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）の費用
 - ・システム構築、ソフトウェア開発に係る経費（直接人件費は除く）、専門家相談経費（補助対象経費の1/2未満）例) センサー、webカメラ、IoT化に必要な通信機器など

※（1）、（2）の併用はできません。

IoTとは、

従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器ではなく、世の中に存在する様々なモノにインターネット通信機能を持たせることによって、ICタグ、ユビキタス、組み込みシステム、各種センサーや送受信装置などが相互にインターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

4. 補助対象外

- (1) 汎用性の高い設備・機器の購入費・消耗品

例) パソコン（周辺機器を含む）、文書作成ソフトウェア、モデム、携帯端末、
タブレット端末、コピー機、電話機（FAX含む）、バックアップ機能のみのメモリ

- (2) リース料
(3) システム及びソフトウェアのバージョンアップに係る経費
(4) ホームページ作成に係る経費
(5) 事業計画に直接関係のない経費
(6) 補助金採択前に支出した経費
(7) 社内の通信環境の整備・増強等に係る経費

※ **親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引は対象外。**

5. 補助金交付額

- (1) IT活用 上限 75 万円
(2) IoT活用 上限 150 万円

※ (1)、(2) いずれも補助率 2/3 以内で、千円未満切捨て
ただし、補助対象経費が 20 万円未満の場合は対象外。

6. 申請要件

中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者であり、次の (1)～(9) の要件をすべて満たす方が、IT・IoT導入補助金の申請を行うことができます。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在、足立区で継続して 1 年以上事業を営む個人事業者及び法人（本店登記かつ区内に主たる事業所）（注）で、足立区内で事業計画を実行すること（各々 1 年以上であることが確認できること）。
- (2) 個人事業者は足立区内の住所で開業届出をしていること。法人については区内に本店登記があること。
- (3) 前年度分の住民税または法人事業税・法人都民税を滞納していないこと。
- (4) 本計画の内容について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する助成金の交付を受けておらず、かつ受ける見込みがないこと。
- (5) 国または地方公共団体等からの同一の内容・事業等で他の類似する補助金や助成金等の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 号から第 5 号まで及び第 2 条第 5 項に掲げる営業を営む者及び当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (8) 対象となる経費の総額が 20 万円以上の計画であること。
- (9) 公的資金で補助する計画として、社会通念上、適切と認められる事業であること。

(注)「法人」とは、以下の「出資者・役員の基準」に合致し、かつ、業種ごとに「資本金基準」または「従業員基準」のどちらか一方を満たした中小企業者とします。

ただし、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等は補助対象となりません。

※ 本部とフランチャイズ契約を締結しているチェーン店、フランチャイズ店は対象外。

業 種	資本金基準	従業員基準	出資者・役員の基準
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他（以下を除く）	3億円以下	300人以下	株式総数又は出資総額の1/2以上を、大企業若しくは区外企業が所有していないこと。 役員総数の1/2以上の者が大企業の役員や職員等を兼ねていないこと。
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

7. 申請時に提出する書類

提出する書類は、別紙「応募様式」を使用してください。

※ 同一企業で、複数の計画を申請することはできません。

8. 申請時の留意事項

(1) 書類に不備または記入もれ等がないように記入してください。書類の不備などは、審査に影響する可能性があります。

(2) 経費の見込額は、見積書等でその内訳を明確に示すことができるように適正な金額を記入してください。

海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際（見積りの際は見積書に記載された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

(3) 必要に応じて、補足説明となる資料を添付してください。

(4) **提出した書類・資料等はお返しいたしません。また、一度提出した書類を訂正することや、差し替えることはできません。**

(5) 必要に応じて、事業内容について実地調査等を行います。

(6) 申請書の提出時には、原則、代表者本人がお越しください。

(7) この補助金の申請にかかる費用（資料作成費、交通費など）は全て申請者の負担とします。

(8) 提出していただいたプランは、審査にて発表されることに同意したものとして取り扱います。

(9) 提出内容は非公開としますが、一部、概略を広報などに掲載する場合があります。申込内容に関する秘密事項などについては、申込者自身で、あらかじめ法的保護を行なうなどの対応をお願いします。

(10) 申請書の提出前に、必ず区の中小企業診断士に事前に申請書類等の内容確認を取ってください（必須）。予約制ですので、提出先窓口（足立区産業経済部企業経営支援課イノベーション推進担当 電話 3880-5496）にて電話で予約してください。

9. 提出先および受付期間

(1) 提出先窓口

足立区 産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館4階 電話 03-3880-5496

(2) 受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月13日(金)

(土日祝日を除く、午前9時～午後4時) ※郵送の場合は、書類必着

申請書の提出は混雑緩和を図るため予約制で受付します。提出予定日の1週間前までに、希望の日時をご連絡ください。連絡の早い方から順に予約を受けますが、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。提出した書類・資料等はお返しいたしません。一度提出した書類を訂正することや、差し替えることは一切できません。

10. 選考・審査

事業内容の選考は、提出された申請書を審査基準表にて採点し、一定基準以上の評価を受けた計画書を予算の範囲内で採択いたします。(書類審査)

審査のポイント

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ①現状認識 | 自社の強みや弱みを認識しているか |
| ②必要性 | IT・IoTの必要性を適切に把握しているか |
| ③内容 | 現状を踏まえ、生産性の向上や課題を解決する内容となっているか |
| ④効果 | 労働生産性が上昇しているか |
| ⑤実現可能性 | 計画と導入内容、費用が合致しているか |

11. 選考結果の通知

事業内容の審査・選考の結果は、区から申請者あてに「IT・IoT導入補助金認定通知書(IT・IoT導入補助金不認定通知書)」により通知します。「IT・IoT導入補助金認定通知書」を受け取った応募申請者は、補助金交付候補者として、補助金の資格を有することになります。また、審査の結果、補助金対象経費は申請書記載の金額に満たないことがあります。なお、選考審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには、一切応じられません。

12. 取引先への支払い(※認定後)

申請時の事業計画に見積もった経費の支払い(取引先への支払い等)は、原則として金融機関または郵便局からの振込払いを原則とします。また、振込払いを行った場合でも、支払先(取引先など)から必ず領収書の発行を受けてください。後日補助金を交付申請する際に、通帳または振込明細書と領収書は支払いを証明する書類として必要になります。

なお、振込による支払いができない場合(現金払いなど)は、事前に区担当課へご連絡ください。ご連絡が無い場合、補助対象経費として認められないことがあります。

13. IT・IoT導入補助金交付申請書および事業計画実施報告書の提出（※認定後）

「IT・IoT導入補助金認定通知書」により「補助金交付候補者」となった場合は、認定経費の支払い完了後、「IT・IoT導入補助金交付申請書」と「事業計画実施報告書」を区に提出することによって、その経費について補助金を申請することになります。（区はこの内容の評価し、着実に計画を行っている事業者を補助金交付対象者として採択します。）

「IT・IoT導入補助金交付申請書」は、複数回に分けて提出することはできません。

（１）提出内容

「補助金交付候補者」は、指定する期間の計画の実施状況と支払いが完了した補助金対象経費について、その内容を区へ報告してください。

（２）添付書類

「IT・IoT導入補助金交付申請書」、「事業計画実施報告書」（各１部）に下記書類を添付して、直接、窓口でご提出願います。

① 支払いとその内訳を証明する書類（契約書、領収証、請求書など。原本および写し各１部）

② 外部の事業者や大学等に委託・外注した場合は、契約したことを証明する書類（原本及び写し各１部）

証明書類の原本は、写しと内容が一致していることを確認した後、その場でお返しします。

なお、証明書類の添付がない場合や、支払行為の内容・時期が確認できない場合は、補助金の対象となりません。

（３）提出時期

「IT・IoT導入補助金交付申請書」と「事業計画実施報告書」は、補助金の対象経費の支払完了後、認定の際に指定する期日までに提出をお願いします。

なお、指定期日までに「IT・IoT導入補助金交付申請書」、「事業計画実施報告書」および添付書類の提出がない場合は、補助金の交付が受けられなくなります。

14. 補助金交付の決定（※認定後）

提出された「IT・IoT導入補助金交付申請書」等を区が評価し、計画実施状況が良好な場合は、「補助金交付決定通知書」により、補助金交付対象者として決定します。合わせて交付される補助金の金額を決定します。

ただし、「IT・IoT導入補助金認定通知書」に記された交付限度額を超えることはありません。なお、支払報告書等を審査した結果、補助金額が申込時の希望額に満たないことがあります。もし、この内容に同意できない場合は、申込みの取り下げをすることになります。取り下げ方法は区担当課にお問い合わせください。

15. 補助金の請求（※認定後）

「補助金交付決定通知書」を受けた事業者は、同封されている「補助金請求書兼口座振込依頼書」によって、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

16. 補助金の受け取り（※認定後）

補助金は、原則として指定された金融機関口座（※1）への振り込みによる一括払いで区から交付されます。振り込み先の口座は、「補助金請求書兼口座振込依頼書」によって、申請者名義（個人事業主の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）の口座を指定することになります。

他者の口座を指定することはできません。（※2）

（※1）金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行のいずれか。

（※2）個人が法人名義の口座を指定することや、法人が個人名義の口座を指定することはできません。

17. 申請後の留意事項

- (1) 補助金の交付を受けた後、区から報告等を求められた場合は、区の指定した方法により事業活動の内容を報告することになります。
- (2) 次に該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことになります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。
 - ① この要項で定める支給要件を欠いたとき
 - ② 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき
 - ③ 区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき
 - ④ 区に提出した申請書、添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - ⑤ 事業内容の変更、事業活動の中止又は廃止等について、区への届け出を行わなかったとき
 - ⑥ この要項で記載された事項に違反したと認められるとき
- (3) 補助金交付候補となった計画を中止または変更する場合は、すみやかに区の指定する様式により届出を行うことが必要です。事前に区担当課までご連絡ください。
- (4) 補助金の交付を受けた計画にかかる経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類については、対象事業完了後5年間は、管理・保管する義務を負っていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略を、区は広報等で公表する場合があります。
- (6) 補助事業が完了した翌年度に、必要な書類を添えて、実績報告書を区に提出していただきます。

【提出先およびお問い合わせ先】

足立区 産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所 南館 4階
電話 03-3880-5496 FAX 03-3880-5605

◇◇ よくある質問Q & A ◇◇

Q1 応募様式をもらいたいのですが、郵送してもらえますか？

A1. 応募様式・募集要項の郵送はいたしません。企業経営支援課の窓口で配布するほか、区ホームページからダウンロードできます。『足立区IT・IoT導入補助金』で検索してください。

Q2 足立区の中小企業であれば、どの業種も補助対象になるのですか。

A2. 業種に縛りはありません。
ただし、本部とフランチャイズ契約を締結しているチェーン店、フランチャイズ店は対象外です。

Q3 ITの導入経費として、総額見込額が150万円の計画で申込みしようと思いますが、この計画が認定された場合、補助金はいくら交付されますか？

A3. 経費総額見込額が全て認定された場合、補助金交付限度額は経費の2/3ですので、上限75万円になります。(IT活用の場合)
また、設備導入を伴う場合は小規模事業者経営改善補助金の対象になる場合もございますので、ご相談ください。

Q4 経費見込額が20万円（最低額）の計画で申込みし、採択された場合の補助金はいくら交付されますか？

A4. 補助金額は、最大13万3千円（20万円の2/3）となります。ただし、審査の結果、補助対象経費が20万円を下回った場合は、申込要件不適合となりますのでご注意ください。

Q5 NPO法人がこの「IT・IoT導入補助金」に申し込むことはできますか？

A5. できません。NPO法人は、この補助金の対象外です。一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等についても対象外となります。

Q6 本社（本店登記）は足立区外ですが、計画については主に足立区内の事業所で実行します。この場合でも足立区内に本社がないと申込みできませんか？

A6. 申込みできません。法人については足立区内に本店登記があることが必要です。

Q7 本社（本店登記）は足立区内ですが、計画については主に足立区外の事業所で実行します。この場合に申込みはできますか？

A7. 申込みできません。「足立区内で事業計画を実行すること。」が要件になります。個人事業者についても同様です。

Q8 区からの認定前に、契約し、取得まで行った経費については対象となりますか？

A8. 支払いが認定決定日以後であれば、対象となります。

Q9 事業計画書（所定申込書）の書き方や何を添付したら良いのか分からないことがあるのですが？

A9. 提出書類の作成については、区の相談員(中小企業診断士等)がアドバイスをします。予約制になっていますので、企業経営支援課電話番号：03-3880-5496までご連絡ください。相談時間は1時間程度のため、相談日には提出書類を下書きしてお持ちください。

【足立区役所南館4階（足立区中央本町1-17-1）】

相談日時：平日10:00～、13:00～、14:30～

Q10 申込書を提出したいのですが、都合が悪く持参することができません。郵送もしくは代理人が持参してもいいですか？

A10. 郵送の場合、受付期間内に到着した書類のみ受け付けします。ただし、郵送される前に、担当までご連絡ください。郵送申請の場合、原則として、書類に不備や記載漏れ等があった場合でも訂正や差し替えはできませんので、あらかじめご了承ください。また、申込書等の提出は、原則として代表者本人がお持ちください。

Q11 国のIT導入補助金の交付を受けました。今回、足立区のIT・IoT導入補助金の申請をすることは可能ですか？

A11. 同一の事業計画での補助金の申請はできません。なお、違う内容の事業計画及び助成対象経費が重複していなければ申請は可能です。

Q12 専門性の高い設備・機器とそれに伴うソフトウェアに係る費用は対象経費になりますか。

A12. 対象経費となりますが、設備・機器に係る経費が補助対象経費の総額の半額を超える場合は、区の「小規模事業者経営改善補助金」で補助対象となる可能性もございますのでご相談ください。

Q13 設備について、リース契約で購入しましたが対象となりますか？

A13. リース契約等、正式に所有権がないものは対象となりません。また、分割払いで対象期間内に支払が完済しない場合も対象とはなりません。※区の「小規模事業者経営改善補助金」で補助対象となる可能性もございますのでご相談ください。

Q14 設備・機器の更新、修理にIT・IoT導入補助金を活用できますか？

A14. 活用できません。既存の設備・機器をIoT化として、開発する場合は対象となります。※区の「小規模事業者経営改善補助金」で補助対象となる可能性もございますのでご相談ください。

Q15 補助金申込時に提出した事業が完了しないと補助金は交付されませんか？

A15. 本補助金の交付には、補助対象事業が令和8年3月19日までに完了し、事業実施報告書等をご提出いただく必要があります。

Q16 パソコンの購入にＩＴ・ＩｏＴ導入補助金を活用できますか？

A16. パソコン（周辺機器を含む）、携帯端末、コピー機、電話機（ＦＡＸ含む）、などの汎用品・消耗品購入には活用できません。

Q17 タブレット端末の購入費は対象外ですが、クライアント端末として活用する場合も対象外ですか？

A17. 汎用性の高い機器は購入の対象外です。

Q18 ソフトウェアを内製する場合に、通常の業務と異なる作業が発生した場合の人件費なども補助の対象となりますか？

A18. 自社社員給与等の人件費は補助対象外となります。

Q19 審査員は誰ですか？ また審査はどのように行いますか？

A19. 審査員の詳細はお答えできません。審査員は中小企業診断士などで構成されます。審査は審査基準表に基づき、一定基準を超える計画を認定します。

Q20 申請内容について、アイデアの保護（知財関連）はどうなっていますか？

A20. 審査員全員に守秘義務を課しています。また、審査を非公開として行います。外部に漏洩することのない様、細心の注意をしています。ご不安な場合は、申請にあたりご自身で法的保護を行ってください。

Q21 補助金の対象経費を取引先に支払うことになったのですが、現金で支払っても領収書をもらえばいいですか？ 支払方法は決まっていますか？

A21. 原則として金融機関からの振込で支払いを行ってください。また、取引先から必ず領収書を発行してもらってください。

Q22 申請時の計画経費の見込額（認定額）は90万円でした。しかし、実際に支払った経費は見込額を上回ってしまい、100万円になってしまいました。補助金額はいくらになりますか？

A22. 補助金の認定額は90万円の2/3の60万円です。補助金交付候補者として決定された時の金額（補助対象経費の見込額×2/3）が上限となるため、実際に支払った経費が見込額を上回ったとしても、補助金交付候補者として決定された時の金額が上限となります。100万円の支払いがあっても、補助金の額は変わらず、60万円です。

Q23 申請した後で法人登記を行いました。申請した計画が採択され、補助金の交付を受けることになりましたが、個人名義の口座を受取口座として指定することはできますか？

A23. 補助金の交付請求を行う時点で法人となっている場合は、個人名義の口座を受取先に指定すること

はできません。また、個人事業者が法人名義の口座を指定することもできません。個人が法人化するなど申請時から組織形態に変更が生じた場合は、必ず区担当課へ連絡し手続方法を確認してください。

Q24 補助金交付後、事業計画の実行について訪問相談を受けたいのですが、どのように申し込みをすればよいですか？

A24. 区担当課に電話にてご連絡ください。訪問相談を調整のうえ、訪問いたします。

Q25 1年後の実績報告書は出さないとだめですか。

A25. 必ず、提出してください。場合によっては補助金の返還請求することもありますのでお守りください。また、この時点で改めて事業計画の進捗にご心配なことがあれば、経営相談をご利用ください。

Q26 ホームページ作成経費は対象ですか？

A26. 企業や事業を紹介するホームページの作成は対象になりません。

Q27 申請前に、すでにソフトウェア等を購入しました。補助金の申請が出来ますか？

A27. 申請前に、購入したものは対象外です。申請して、採択をうけた後の購入経費が対象です。

Q28 採択された事業について、現地確認するのですか？

A28. 採択された補助事業が、正しく導入されているか現地確認します。